

福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業

申込～交付までの流れ

雇用報酬支援金・実費経費支援金
対象
<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和4年4月1日以降に雇用(採用)決定し、雇用開始日から2ヶ月間就労する分 ■ 予算の範囲内で先着順【同時到着は抽選】 <p>※ 月途中の雇用は、雇用開始日から起算する</p> <p>※ 令和2・3年度に支援金の支給を受けた場合も、令和4年4月1日以降に新たに雇用した場合は、再度本事業を利用できます。</p>

資格取得支援金
対象
<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和4年4月1日以降に雇用(採用)決定し、長期雇用する雇用者が介護業務に必要な資格を取得する場合 ■ 予算の範囲内で先着順【同時到着は抽選】

●は事業所、○は豊中市が行うもの

【例: 令和4年6月15日付雇用(採用)の場合】

①事業所が市へ人材登録申込

提出書類 「様式第1号」、「様式第1号別紙」、「採用通知書」
 ※法人単位で提出
 ※雇用開始(採用)日から30日以内(雇用開始日から起算し閉庁日は除く)もしくは令和5年3月31日のいずれか早い日までに申込み

提出方法は原則郵送
 ※令和4年7月28日までに提出
 ※介護保険サービス事業所は長寿社会政策課、障害福祉サービス事業所は障害福祉課へ提出

↓

②市が審査 **③市が人材登録の決定** 「様式第2号」を送付(法人単位)

↓

④事業所が市へ支援金の交付申込

提出書類 「様式第3号」、「様式第3号別紙」
 ※原則、支援対象終了後の翌月15日までに豊中市に提出(例外的に週払等あり)

提出方法は原則郵送
 ※法人単位で提出
 ※支援対象終了日: 8月14日の場合、9月15日までに提出

↓

⑤市が審査

⑥市が支援金交付決定
 「様式第4号」を送付(法人単位)

↓

⑦事業所が市へ支援金を請求

提出書類 「様式第5号」
 提出方法は原則郵送
 ※法人単位で提出

↓

⑧市が支援金を支払

◆人材登録申込と同時に申込◆

①事業所が市へ資格取得支援金に係る登録申込

提出書類 「様式第6号」
 ※個人単位で提出

↓

②市が審査

③市が支援金申込完了を通知
 「様式第7号」を送付(対象者単位)

↓

④事業所が市へ支援金の交付申込

提出書類 「様式第8号」
 提出方法は原則郵送
 ※添付書類: 領収書の写し、研修の修了を証する書類の写し

↓

⑤市が審査

⑥市が支援金交付決定を通知
 「様式第9号」を送付(対象者単位)

↓

⑦事業所が市へ支援金を請求

提出書類 「様式第10号」
 提出方法は原則郵送
 ※請求期限は令和5年4月14日まで

↓

⑧市が支援金を支払

★手続きの詳細は市ホームページ掲載の事業要綱、Q&Aなどを参照ください